

生活習慣病管理料について

令和6年度の診療報酬改定に伴い「糖尿病」「高血圧症」「脂質異常症」といった、いわゆる生活習慣病について、質の高い疾病管理のため、これまでの「特定疾患療養管理料」に代わり「生活習慣病管理料」として算定することになります。

【生活習慣病管理料】とは

糖尿病・高血圧症・脂質異常症が主病の患者さんを対象とし、疾病の重症化予防の為、療養計画書を作成し服薬の指導などの総合的な治療管理を行います。初回は、療養計画書に、患者さんの署名（サイン）をいただく必要があります。

移行に伴い自己負担額も変更となります。ご理解とご協力をお願いいたします。

岩手県立釜石病院